

野生鳥獣・虫等に関する相談

Q & A 集

(改訂版)

令和 8 年 4 月

京都市野生鳥獣被害対策会議

★ 目 次 ★

＜動物ごとのQ & A＞

●サル（猿）

Q：住宅地でサルに遭遇したら、どのように対処すればよいのか。・・・1 ページ

Q：サルが来ないようにするには、どうすればよいのか。・・・1 ページ

Q：サルがいるので、捕獲するか追い払ってほしい。・・・2 ページ

●イノシシ（猪）

Q：住宅地でイノシシに遭遇したら、どのように対処すればよいのか。・・・2 ページ

Q：イノシシが農作物を食べ荒らしたり、土を掘り起こして困っている。・・・2 ページ

●シカ（鹿）

Q：住宅地でシカに遭遇したら、どのように対処すればよいのか。・・・3 ページ

Q：シカが農作物を食べ荒らして困っている。・・・3 ページ

●クマ（熊）

Q：クマを目撃したが、どうすればよいのか。・・・4 ページ

●イタチ・タヌキ・コウモリ

Q：天井裏、軒下などに住み着いているので、どうにかしてほしい。・・・5 ページ

●アライグマ

Q：アライグマを目撃したが、捕獲してもらえるのか。・・・5 ページ

●ネズミ

Q：家にネズミが多くて困っている。・・・6 ページ

●ヌートリア

Q：ヌートリアがいるが、捕獲してもらえるのか。・・・6 ページ

●野良犬

Q：野良犬が徘徊していて怖いので、捕まえてほしい。・・・6 ページ

●野良猫

Q：野良猫が増えて困っている。・・・7 ページ

●ペット動物（ハムスター、アヒルなど（犬・猫を除く））

Q：ハムスター（アヒルなど）を捕まえたが、どうすればよいのか。・・・7 ページ

●野鳥（カラス、ハト、ツバメなど）

Q：カラスがごみを散らかすので困っている。・・・8 ページ

Q：カラスが大群だったり威嚇されたりして怖いので、駆除してほしい。・・・8 ページ

Q：ハトなどがベランダに居ついて困っている。・・・8 ページ

Q：鳥の巣を自分で除去しても構わないか。・・・9 ページ

Q：ハトの糞が人体に悪いと聞いたが本当か。・・・9 ページ

Q：電柱にカラスが巣を作っている。・・・10 ページ

●ハチ（蜂）

Q：蜂の巣を取り除いてほしい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁

●クビアカツヤカミキリ

Q：クビアカツヤカミキリを見つけたが、どうすればよいか。

●虫（ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど）

Q：虫が大量発生して困っている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁

●爬虫類、両生類（ペットを除く。ヘビ、トカゲ、カメ、オオサンショウウオなど）

Q：ヘビ（トカゲ、カメなど）がいて怖いので、駆除してほしい。・・・・ 10 頁

Q：オオサンショウウオを見つけたが、どうすればよいか。・・・・・・ 11 頁

<場面ごとのQ & A>

●餌やりへの対応

Q：野生鳥獣や野良猫に餌をやっている人がいるので止めさせたい。・・ 12 頁

●幼獣、ヒナ鳥への対応

Q：幼獣やヒナ鳥等がうずくまっているが、どうすればよいか。・・・・ 12 頁

●傷病の野生鳥獣、犬猫への対応

Q：ケガで動けない野生鳥獣がいるので、助けてほしい。・・・・・・ 13 頁

Q：ケガ等で動けない犬・猫等がいるので、助けてほしい。・・・・・・ 14 頁

●死んだ野生鳥獣への対応

Q：道路上に動物の死骸があるので、回収してもらえないか。・・・・・・ 14 頁

Q：自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので、回収してもらえないか。・・ 14 頁

Q：鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザではないか心配だ。・・・・ 14 頁

●ペットによる迷惑への対応

Q：散歩中の犬の糞や放し飼いなどで困っている。・・・・・・ 15 頁

Q：猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。・・ 15 頁

●公共施設が原因の場合

Q：近所の公園の木や街路樹で鳥や虫が大量発生して迷惑している。・・ 15 頁

●野生鳥獣を寄せ付けない工夫をする場合

Q：フェンスやネットを設置したいが、市からの貸与や購入費用助成の
制度は無いのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 頁

Q：鳥獣の駆除や侵入防止を請け負ってくれる業者を教えてください。・・ 16 頁

Q：迷惑を受けている野生鳥獣を自力で捕まえたり殺すのは自由なのか。 16 頁

<鳥獣、虫の種類ごとの連絡・相談先>・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 頁

<関係機関電話番号一覧>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁

＜動物ごとのQ & A＞

サル（猿）

Q： 住宅地でサルに遭遇したら、どのように対処すればよいのか。

A： 目を合わせず、騒がず慌てず、後ずさりしてサルとの距離を取って、身の安全を確保してください。

サルが出没するのは餌を入手するためであり、サルの方から人間に身体的危害を加えることはめったにありませんが、人間に攻撃されると勘違いして反撃に出る場合がありますので、興味本位で近づいたり、携帯電話等で撮影するなどの行為は止めてください。また、食べ物を持っているときは、サルから見えないように隠してください。

なお、たとえ子ザルであっても、餌を与えることは厳禁です。人間から餌を得たサルは人間が怖くなくなり、餌を求めて繰り返し人里に出没し、多くの被害の発生につながります。

Q： サルが来ないようにするには、どうすればよいのか。

A： サルは頭の良い動物ですので、それを逆に利用して、人里が餌場として魅力が無いこと、人里に来れば怖い目にあうことを学習させることが効果的です。

具体的には、以下のような点に注意してください。

- ・農作物や生ごみなどは屋外に保存・放置しない。（玉ねぎを軒下にぶら下げて保存する等）
- ・ペットの餌やお墓のお供えなどは、その都度片付ける。
- ・家庭菜園の作物は、ネットを掛ける、早めに収穫する等の対策を行う。
- ※サルが興味を示さないと言われている農作物：オクラ、シソ、アロエ等
- ・果実を収穫しない果樹（ビワ、柿等）については、できるだけ切る。

人間に馴れたサルは人家に侵入する場合がありますので、戸締りを徹底してください。

また、子供の登下校時に、地域の大人が協力し合って辻々で見守り活動を行うなど、できるだけ多くの人間の姿をサルに見せることで、サルは寄り付きにくくなります。

更に、サルに人里を怖いと学習させるためには、サルを見かけたら石や棒で脅したり、近所に周知したうえで爆竹等音の出る花火を使って追い払うなどの対策に地域ぐるみで取り組むと効果的です。

Q：サルがいるので、捕獲するか追い払ってほしい。

A：サルは鳥獣保護管理法により保護されており、原則として捕獲や殺傷はできません。ただし、同じ地域での出没や被害発生件数の状況によっては、今後、追払い等の対策を実施する場合がありますので、いただいた情報は関係部署で共有して今後に備えるようにします。

なお、サルが居ついてしまわないようにするためには、餌を与えない、餌になるものを屋外に放置しない、といった事項を守っていただくことが肝要です。

それでもなお、サルが集団で頻繁に出没している場合や、被害が多発している場合には、関係部署が連携して、花火等を使った追払い等の対策を検討しますので、ご相談ください。

[（相談先：P 18「関係機関電話番号一覧」参照）](#)

イノシシ（猪）

Q：住宅地でイノシシに遭遇したら、どのように対処すればよいのか。

A：イノシシを刺激すると危険ですので、慌てずゆっくりと、その場から離れて、身の安全を確保してください。

イノシシが大型の場合、人的・物的被害が発生する危険性があるため、関係部署が連携して、追払い等の対策を検討しますので、ご連絡ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

Q：イノシシが農作物を食べ荒らしたり、土を掘り起こして困っている。

A：イノシシは夜間を中心に人里に出没し、土を掘り起こして筍、芋や土中の虫などを好んで食べます。また、野菜や稲も食べることがありますので、農地や家庭菜園にイノシシが侵入しないような対策が必要です。

対策としては、ホームセンター等で動物用の防除柵を購入し、設置する方法がありますが、イノシシは柵の下から潜り込む事が多いため、柵は地面にしっかりと固定してください。金網の場合、網目は10cm以下の物を使用することをおすすめします。

なお、農地における農作物被害が甚大な場合は、地域を担当する農（林）業振興センターにご相談ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

シカ（鹿）

Q： 住宅地でシカに遭遇したら、どのように対処すればよいのか。

A： まずは、その場から離れて、身の安全を確保してください。

追いかけたり、携帯電話等で撮影するなどの行為はシカを刺激することになり大変危険ですので、お止めください。

シカが集団で頻繁に出没している場合や、被害が多発している場合には、関係部署が連携して、追払い等の対策を検討しますので、ご相談ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

Q： シカが農作物を食べ荒らして困っている。

A： シカは夜間を中心に人里に出没し、水稻、野菜等の農作物やスギ、ヒノキ等の林産物、植木、庭木等に被害を与えます。主に田植え時期の春から夏と、稲刈時期で発情期である秋に多く出没しますので、農地や家庭菜園にシカが侵入しないような対策が必要です。

対策としては、ホームセンター等で動物用の防除柵を購入し、設置する方法がありますが、シカは飛び越えて侵入することがあるため、2 m以上の高さが必要です。また、侵入のほとんどは柵の下からの潜り込みのため、柵は地面にしっかり固定してください。

シカを寄せつけないためには、普段から雑草を減らし、収穫後の野菜の葉や水稻のひこばえ（若芽）を処理する等、農地を餌場にしないことが大切です。

なお、農地における農作物被害が甚大な場合は、地域を担当する農（林）業振興センターにご相談ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

クマ（熊）

Q： クマを目撃したが、どうすればよいか。

A： 万が一、遭遇した場合には、クマを興奮させないよう慌てず騒がず、その場を離れて、身の安全を確保してください。

安全が確保された後に、目撃日時、場所等を京都市の有害鳥獣に関する相談窓口（[P 1 8「関係機関電話番号一覧」参照](#)）または、[京都府京都林務事務所](#)、警察にご連絡ください。

クマと遭遇しないために、次の点に御注意ください。

- ・ クマを呼び寄せないため、家の周りに生ゴミ等のエサとなる物を捨てたり、ゴミ箱を放置しないようにしてください。
- ・ クマが活発に行動する朝夕は、特に注意が必要です。できるだけ単独行動は避け、複数で行動してください。
- ・ 霧の深い日のような先が見えにくい時、風の強い日や川の近く等ほかの音が大きい時には、クマが人の気配に気がつかず、遭遇の危険が高いため、特に注意してください。
- ・ 子グマを見かけた場合は、近くに親グマがいる可能性が高いため、すみやかにその場を離れてください。
- ・ 人家近くにある柿などの果樹は、クマが登れないようにトタン板等で幹を囲み、早めに収穫してください。不要な場合は可能な限り伐採してください。

（参考）[京都府ホームページ「ツキノワグマについて」](#)

※ 府内のクマ目撃情報マップで出没場所を確認できます。

イタチ・タヌキ・コウモリ

Q： 天井裏、軒下などに住み着いているので、どうにかしてほしい。

A： 行政機関による捕獲や駆除は行っておりませんので、ご自身での対処をお願いします。

具体的には、動物が嫌がる薬（忌避剤：^{きひざい}下記参照）をホームセンター等で購入していただき、動物のいる場所に撒くか、丸めた紙、布等に染み込ませて置いておけば、動物は寄り付きにくくなります。

一時的に立ち去っても戻ってくる場合もありますので、動物の侵入口と思

われる隙間を、金網や板などで防ぐことが効果的です（イタチは3～4cmの隙間でも侵入する場合があります）。

ご自身で対策作業が難しい場合は、ご近所やご親戚等にお問い合わせするか、業者（害獣虫駆除業者、工務店など）に依頼してください（費用は自己負担。[P 16 参照](#)）。

なお、忌避剤^{きひざい}を使っても出て行かない場合など、やむを得ずイタチやタヌキを捕まえた場合、速やかに離れた山中などに放してもらうことになります。

＜参考＞忌避剤^{きひざい}として効果があるとされているもの

- 木酢液^{もくさくえき}（園芸用品店等で販売）
- 10～20倍に薄めたクレゾール石けん液
- 害虫駆除用の燻蒸剤^{くんじょうざい}（バルサン等）

アライグマ

Q： アライグマを目撃したが、捕獲してもらえるのか。

A： アライグマは、近年になって日本に生息し始めた、日本の生態系に悪影響を及ぼす特定外来生物です。また、木造家屋に傷を付けたり、農作物を食べたりといった害を及ぼすことから、京都市では法律（外来生物法）に基づいて捕獲しています。

ただし、捕獲檻によって捕獲していますので、檻を置く場所の提供や捕獲用餌の付替えなどのご協力をお願いしています。ご協力いただける場合には、お住まいの区役所・支所の地域力推進室まちづくり担当にご連絡ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。市がお願いしている研究機関の者が捕獲檻の設置に伺います（右京区京北は京北出張所にご相談ください）。

なお、檻は原則として屋外に設置しますので、天井裏などに入り込んでいる場合、追い出しは各自でお願いします（方法は「イタチ・タヌキ・コウモリ」の項を参照）。

ネズミ

Q： 家にネズミが多くて困っている。

A： 行政機関による捕獲や駆除は行っておりませんので、ご自身での対処をお願いします。

一般的なネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）の捕獲や殺傷は、法律で禁じられていません。ホームセンター等で販売されている殺鼠剤（毒餌）やネズミ捕り器等を活用してください。

なお、使用に当たっては、誤って子どもやペットに危害が及ぶことがないよう、十分注意してください。

ご自身での駆除が難しい場合は、駆除業者に依頼してください（[費用は自己負担。P 16 参照](#)）。

駆除方法等が不明な場合は、医療衛生センターにご相談ください（P 18「[関係機関電話番号一覧](#)」参照）。

ヌートリア

Q：ヌートリアがいるが、捕獲してもらえるのか。

A：ヌートリアはネズミの一種で、日本には元々生息していなかった特定外来生物です。特定外来生物は日本の生態系に悪影響を及ぼすおそれがありますが、だからといって無条件に捕獲や殺傷してよいわけではありません。特に被害がない場合は、他の野生動物と同じように、不用意に近づかない、餌をやらないなどご自身での対処をお願いします。

ただし、ヌートリアが自宅敷地に侵入するなど被害を受けている（又は受けるおそれがある）場合においては、京都市では法律（外来生物法）に基づいて捕獲を実施しています。捕獲檻によって捕獲していますので、檻を置く場所の提供や捕獲用餌の付替えなどのご協力をお願いしています。ご協力いただける場合は、環境政策局環境企画部環境保全創造課（☎222-3951）にご連絡ください。

なお、農家の方につきましては、ヌートリアによる農作物被害が甚大な場合は、地域を担当する農（林）業振興センターにご相談ください（P 18「[関係機関電話番号一覧](#)」参照）。

詳細は、以下 URL をご参照ください。

<<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000322887.html>

野良犬

Q：野良犬が徘徊していて怖いので、捕まえてほしい。

A：医療衛生センター又は動物愛護センターに、犬の特徴や徘徊している場所等を連絡してください（P 18「[関係機関電話番号一覧](#)」参照）。

野良猫

Q： 野良猫が増えて困っている。

A： 行政機関では、野良猫など、所有者のわからない猫の捕獲や引取りは行っていない。また、万一所有者がある猫だった場合、窃盗や器物破損で訴えられる恐れがありますので、ご自身での捕獲もおすすめできません。

周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような野良猫への餌やりによって地域に猫が増えている場合は、餌やりをしている方、餌やりの場所や時間帯などがわかれば、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の基準が守られているかどうか、行政が現地調査します（[P 1 2「餌やりへの対応」参照](#)）。

野良猫の敷地内への侵入でお困りの方には、対策として「猫よけ用超音波装置」の貸出しを行っています（[P 1 5「猫が庭に入ってきて、糞尿をしたリ花壇を荒らして困っている。」参照](#)）。また、地域住民の皆さんが合意するなど要件を満たしたうえで、一定ルールのもと適切に野良猫を管理する場合に、その支援をする※「まちねこ活動支援事業」も実施しています。

また、生まれたばかりで自分で餌が食べられないような自活不能の子猫の場合は、ご自身で持ち込んでいただければ引き取ります。

このように、京都市の野良猫対策は行政が指導するだけではなく、お困りの方が自衛したり、地域の力を借りながら進めていますので、医療衛生センターに相談してください（[P 1 8「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

※「まちねこ活動支援事業」

地域の合意のもと、住民が自分たちで決めたルールに基づいて、地域の野良猫のエサやりや片づけ、猫トイレの設置や清掃、避妊・去勢手術の実施などに取り組み、野良猫を適正に管理して、一代限りの命を全うさせる活動。京都市は、避妊・去勢手術の無償実施、活動についての相談やアドバイス、また、地域への説明や合意形成についてのアドバイスや協力を行う。

ペット動物（ハムスター、アヒルなど （犬・猫を除く））

Q： ハムスター（アヒルなど）を捕まえたが、どうすればよいか。

A： ハムスター（アヒルなど）は、日本において野生では生息していません。飼われていたものが逃げ出したか、捨てられたものと考えられます。

ペット動物（ハムスターなど）を捕まえた場合は、最寄の警察署へご相談ください。

野鳥（カラス、ハト、ツバメなど）

Q： カラスがごみを散らかすので困っている。

A： ごみが荒らされないようにするためには、ごみを出す曜日・時間を守っていただくのはもちろんのこと、ごみ袋にネットをかける方法があります。

カラスのくちばしが入らないよう、ネットの網目は５ミリメートル以下のものを使用してください。網目の小さいネットが手に入らない場合は二重にして使用すると効果的です。その際には、ごみ袋がネットからはみ出さないようにしてください。

京都市でカラスネットの貸し出しを行っていますが、

- ①市がごみを収集しているごみ集積場所であること
- ②複数の世帯（概ね５世帯以上が目安）がごみを出しているごみ集積場であることなど、一定の条件がありますので、詳しくは、各区役所・支所内のエコまちステーション又は各まち美化事務所にお問い合わせください。

Q： カラスが大群だったり威嚇されたりして怖いので、駆除してほしい。

A： カラスなどの野鳥は鳥獣保護管理法により保護されており、原則として捕獲や殺傷はできません。

また、カラスは数多く生息していますので、目先のカラスを駆除したとしても、他のカラスが代わってやって来ますので、解決にはなりません。

ごみなどがカラスを招き寄せている場合がありますので、

- ①ごみ出しの曜日・時間を守る
- ②ごみにネットを掛ける
- ③屋外に餌になるものを放置しない

などの対策に地域ぐるみで取り組むことも効果的です（前項参照）。

カラスによる人間に対する威嚇は、４～６月の繁殖期に、人間が気づかずに巣や雛に近づいた場合に起こります。こういったカラスの行動を避けるには、巣やヒナに近付かないために通る道を変えるか、それが難しい場合は傘やヘルメット、帽子などで身を守ってください。繁殖期が過ぎれば、大抵そのような行為はなくなります。

また、カラスは人間に悪意を持って来ているわけではなく、餌を求めて来ているため、餌がもらえんと思って近づいて来る場合もありますが、これは、人間を威嚇しているわけではありません。

Q： ハトなどがベランダに居ついて困っている。

A： 行政機関による捕獲や駆除は行っておりませんので、ご自身での対処をお願いします。鳥が飛来するたびに音を出すなどの追い払いを行うと、寄り付

きにくくなります。また、ベランダの手すりの5cmくらい上に、手すりと平行にテグスやピアノ線を張ると鳥が止まりにくくなりますし、その他、ホームセンター等で、鳥が止まりにくいように手すり等に設置する商品も販売されています。キラキラと光を反射するCDを、ベランダの天井から吊り下げるなどの対策も、効果があるとされています。

また、ベランダにホームセンター等で販売されている防鳥網（ネット）を設置する方法もあります。ネットの網目は3～5センチメートル以下（スズメ等も防ぎたい場合は2.5センチメートル以下）としてください。ご自身で取り付けが無理な場合は、工務店等に依頼してください（P16参照）。

集合住宅の場合は、管理組合や管理会社にご相談ください。

Q： 鳥の巣を自分で除去しても構わないか。

A： 野鳥は鳥獣保護管理法により原則として捕獲や殺傷を禁止されており、同様に卵の採取やヒナ鳥の捕獲も禁止されています。巣に卵があったり、ヒナがいる場合は、巣立つまで見守ってください。ほとんどが30日～50日ぐらいで巣立ちします。

卵が無くヒナもいない巣を除去する場合は許可等の手続きは不要ですので、ご自身で除去し、再び巣が作られないよう対策を講じてください（前項参照）。

なお、手が届かないなど、ご自身での除去が難しい場合は、専門業者に依頼してください（P16参照）。

【参考】身近な野鳥の巣立ちまでの日数

野鳥名	卵を抱く期間	ヒナを育てる期間	合計
ドバト	約20日	約25日	約45日
キジバト	約15日	約15日	約30日
ツバメ	約15日	約20日	約35日
スズメ	約12日	約14日	約28日
ヒヨドリ	約15日	約20日	約35日
カラス	約20日	約30日	約50日

Q： ハトの糞が人体に悪いと聞いたが本当か。

A： ハトの糞の中には有害な病原体が含まれている場合があります。糞が乾燥して空気中に舞い上がり、気管から人体に入ると、免疫力や体力の弱っている人は、まれに呼吸器疾患等の症状が現われる場合があります。

心配な方は、マスクや手袋を着用して、糞が乾燥する前に小まめに拭き取るようにしてください。

なお、行政機関による糞の処理や巣の除去などは行っていません。

Q： 電柱にカラスが巣を作っている。

A： 電柱上に巣を見つけた場合は、関西電力送配電まで連絡ください。（☎ 0800-777-3081）

ハチ（蜂）

Q： 蜂の巣を取り除いてほしい。

A： スズメバチについては、市内の個人住宅に営巣している場合、京都市が委託する事業者が有料（1営巣あたり1万円）で駆除を行います。細かな条件等がありますので、医療衛生センターに御相談ください。（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。なお、スズメバチの巣であっても、店舗・会社の事務所等や、集合住宅の生け垣等共通部分に営巣している場合は対象外ですので、専門業者に依頼してください（[費用は自己負担、P 16参照](#)）。

また、スズメバチ以外のハチについては、ご自身で駆除するか業者に依頼してください（[P 16参照](#)）。駆除方法については、医療衛生センターにご相談ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

クビアカツヤカミキリ

Q： クビアカツヤカミキリを見つけたが、どうすればよいか。

A： クビアカツヤカミキリは、特定外来生物に指定されており、サクラやウメ、モモなどのバラ科樹木を食害し、枯死させる昆虫であり、生態系や農作物への被害のほか、景観や観光業への影響も懸念されています。クビアカツヤカミキリと疑われる昆虫やその痕跡（フラス）を発見された場合は、以下の URL（クビアカツヤカミキリ調査）から、発見日や発見場所、写真などを御入力いただき、京都市環境保全創造課（電話：075-222-3951）に情報提供いただきますようお願いいたします。

<クビアカツヤカミキリ調査>

<https://ikimono-museum.city.kyoto.lg.jp/report-kubiaka/>

※ 検索する場合は、「京都市 クビアカツヤカミキリ調査」で検索

なお、捕獲された場合には、生きたまま持ち運ぶことは規制されておりますので、踏みつぶすなど速やかに殺処分してください。

虫（ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど）

Q： 虫が大量発生して困っている。

A： 行政機関による捕獲や駆除は行っておりませんので、ご自身での対処をお願いします。ホームセンター等で、虫の種類に応じた駆除薬剤や対策用品が販売されています。ご自身で駆除ができない場合は、害虫駆除業者に依頼してください（[費用は自己負担。P 1 6 参照](#)）。

発生防止策や駆除方法等が不明の場合は、医療衛生センターにご相談ください（[P 1 8 「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

爬虫類、両生類（ペットを除く。ヘビ、トカゲ、カメ、オオサンショウウオなど。）

Q： ヘビ（トカゲ、カメなど）がいて怖いので、駆除してほしい。

A： 行政機関による捕獲や駆除は行っておりませんので、ご自身での対処をお願いします。ご自身でできない場合は、害虫駆除業者等に依頼してください（[費用は自己負担。P 1 6 参照](#)）。

Q： オオサンショウウオを見つけたが、どうすればよいか。

A： オオサンショウウオは天然記念物です。文化市民局文化財保護課（☎ 2 2 2 - 3 1 3 0）に連絡してください。

<場面ごとのQ & A>

餌やりへの対応

Q： 野生鳥獣や野良猫に餌をやっている人がいるので止めさせたい。

A： 野生鳥獣は野生の動植物のみを餌として食べるのが本来あるべき姿であり、鳥獣が喜ぶからと餌を与える行為は、むしろ動物愛護に反しています。人間からの餌に味をしめたり人間に馴れてしまった野生鳥獣は、やがては農作物や生ごみ等を荒らすようになり、多くの人に迷惑や脅威を与える結果になります。

また、所有者等のない動物に対して給餌を行うときは、適切な方法で行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならないとされています。

野良猫に対する不適切な給餌については「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の基準が守られているかどうか、行政が現地調査しますので、餌やりをしている方、餌やりの場所や時間帯などの情報とともに、医療衛生センターにご相談ください([P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#))。

幼獣、ヒナ鳥への対応

Q： 幼獣やヒナ鳥等がうずくまっているが、どうすればよいか。

A： 連れ帰ったりせずに、そのままにしてください。特に鳥の場合は、飛ぶ練習中のヒナが地面に降りたか、巣から落ちたものと思われます（5月から8月が巣立ちシーズン）。

近くに親がいても、人間が子どものそばにいと、人間が恐くて子どもに近寄れません。また、子どもが人間に危害を加えられると勘違いして攻撃を受ける危険もあります。動物の成育の一段階であり、時間が経てばいなくなっているケースが大半です。手を出してしまうことで、巣立ちを失敗させることにもつながります。

幼い内に人間に保護されてしまった野生鳥獣は、餌の取り方など生きる術を親から学ぶことができないため、野生での生存率が著しく低下します。一見かわいそうに見えても、そのままにしてあげることが、その鳥獣が自然の中で生きていく助けになります。

もし、放っておくと自動車・犬・猫などの危害が及ぶと思われるような場合は、そっと巣に戻してください。巣が見つからない場合は、近くの枝に止まらせたり、植え込みに隠す等するとよいでしょう。

傷病の野生鳥獣、犬猫への対応

Q： ケガで動けない野生鳥獣がいるので、助けてほしい。

A： 野生鳥獣は強い生命力や回復力を持っていますので、半日程度経てば自力で回復して去るケースが大半です。また、人間に保護されることによって自然の中で生き続けることが難しくなる場合もありますので（前項参照）、そのままにしてあげてください。

半日程度経っても動かずにいる場合

持込みが可能な場合には、京都府京都林務事務所（☎4 5 1－5 7 2 4）にお問合せのうえ、案内のあった動物病院へ持込みをお願いします。

ただし、以下の救護の対象としていない動物の場合は、持込みすることはできません。

救護の対象としていない動物

- ヒナ・幼獣
- イヌ、ネコ、ペット、家畜・家禽
- 特定外来生物（アライグマ・ヌートリアなど）
- 両生類・爬虫類
- 京都府が指定している農作物等に被害を与えている野生動物
ドバト、キジバト、カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ、シカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ

（参考）[京都府ホームページ「傷病鳥獣の救護等について」](#)

Q： ケガ等で動けない犬・猫等がいるので、助けてほしい。

A： 医療衛生センターに、状態や場所等を連絡してください。なお、土日祝日の場合は、動物愛護センターが窓口となります（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

死んだ野生鳥獣への対応

Q： 道路上に動物の死骸があるので、回収してもらえないか。

A： 生活環境美化センターにご連絡ください。場所等を確認のうえ、回収します。

生活環境美化センター

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（祝日でも同じ対応）

土曜日・日曜日 午前8時30分～午前11時30分（年末年始を除く）

電話番号：0120-100-921（通常電話：通話料無料）

0570-000-614（携帯電話：通話料有料）

075-330-6850

（携帯電話の無料電話など通話割引サービスを利用されている方）

Q： 自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので、回収してもらえないか。

A： 生活環境美化センターに回収を依頼してください（前項参照）。ただし、個人の敷地内へ入っての回収は行っておりませんので、ご自身でビニール袋等に包み、段ボールに入れて公道までお出してください。また、鳥類等の小型の鳥獣につきましては、行政が出向いての回収は行っていないので、ご自身で新聞紙等に包んで京都市指定の「燃やすごみ」の袋に入れて、所定の収集日に出してください。

なお、鳥獣は細菌や寄生虫に感染している場合もありますので素手で触るのは避け、手袋を着用するなどして死骸を回収してください。

Q： 鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザではないか心配だ。

A： 野生鳥獣の死因は様々ですので、鳥が死んでいるからといって、直ちに鳥インフルエンザを心配する必要はありません。しかし、他の細菌や寄生虫に感染している場合もありますので、手袋を着用するなどして死骸を回収し、新聞紙等に包んで京都市指定の「燃やすごみ」の袋に入れて、所定の収集日に出してください。

ただし、野鳥が一箇所で大量に死んでいる場合や、水鳥又は猛禽類が死んでいる場合には、京都府京都林務事務所（☎451-5724）にご相談ください。

ペットによる迷惑への対応

Q： 散歩中の犬の糞や放し飼いなどで困っている。

A： 犬猫の苦情については、医療衛生センターでご相談に応じています（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。飼い主が判明している場合は、指導を行います。また、飼い主が不明の場合は、動物愛護センターと連携して、車による犬猫の適正飼養の広報などを行っています。

Q： 猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。

A： 対応としては、ホームセンター等で、動物が嫌がる忌避剤^{きひざい}や木酢液を購入していただき、猫の入ってくる場所に撒くか、丸めた紙、布等に染み込ませて置いておけば、寄り付かなくなる可能性があります。

また、猫は超音波を嫌います。建物などの構造によって効果はまちまちですが、ホームセンター等で猫対策用の超音波発信機を購入していただくのも一つの方法です。

なお、医療衛生センターや各区・支所の医療衛生コーナーで、お試し用として超音波発信機の貸出しを行っていますので、ご相談ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

公共施設が原因の場合

Q： 近所の公園の木や街路樹で鳥や虫が大量発生して迷惑している。

A： 公園や街路樹は管理している部署（下記参照）がありますので、そちらに相談してみてください。

ただし、鳥は鳥獣保護管理法により保護されていますので、原則として捕獲や殺傷はできませんし、都市緑化のために樹木は必要ですので、ご希望に添う解決ができない場合もあることをご了承ください。

【参考】公共施設の管理部署

公園	各土木みどり事務所（一部の公園は別部局で管理）
ちびっこひろば	地元管理者（不明な場合は区役所・支所地域力推進室まちづくり担当）
街路樹	各土木みどり事務所（一部は国管理）
河川	各土木みどり事務所（ただし、鴨川は府、桂川は国の管理）

野生動物を寄せ付けない工夫をする場合

Q： フェンスやネットを設置したいが、市からの貸与や購入費用助成の制度は無いのか。

A： 野生鳥獣への対策に要するフェンス、ネット等の費用も自己負担でお願いしています。

農家の方で、野生鳥獣により農作物に大きな被害が生じている場合は、農（林）業振興センターにご相談ください（[P 18「関係機関電話番号一覧」参照](#)）。

Q： 鳥獣の駆除や侵入防止を請け負ってくれる業者を教えてください。

A： 行政が特定の業者を紹介することはできませんので、タウンページやインターネット等によりご自身でお調べください。動物駆除や害虫駆除の業者があります。また、建物内の対策なら工務店、農地や庭への侵入防止なら園芸業者等が対応してくれる場合もあります。

いずれにせよ、事前に電話で原因動物、被害状況等を伝え、どのような対策を講じるのかを相談したうえで、来てもらうようにしましょう。また、費用が高額になる場合がありますので、事前に見積もってもらうようにするとよいでしょう。

Q： 迷惑を受けている野生鳥獣を自力で捕まえたり殺すのは自由なのか。

A： 野生鳥獣は原則として法律（鳥獣保護管理法）により保護されており、捕獲したり殺傷することは禁じられています。野生鳥獣を近寄らせない、追い払うための対策を行っていただくようお願いします。

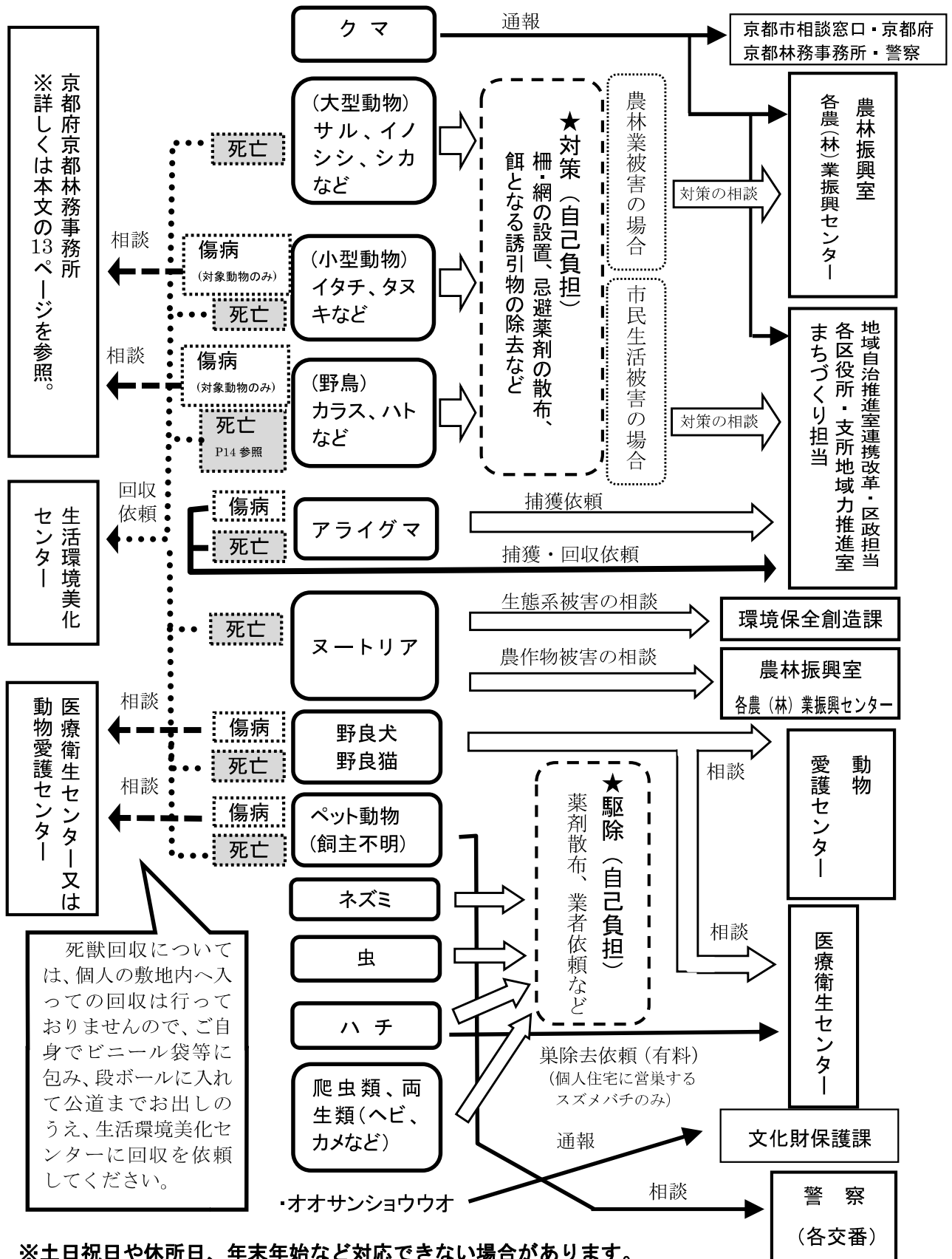
それらの対策を行っても、なお大きな被害が発生している場合のみ、法に基づく有害鳥獣捕獲申請・許可の手続きを経て、狩猟免許等の資格を持つ人が捕獲することができます。有害鳥獣捕獲申請・許可の要件、手続き等については、農（林）業振興センターにお問合せください。

なお、一般的なネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）については、申請・許可の手続きは必要なく、誰でも捕獲、殺傷が許されています。ただし、ネズミ用の罠に、イタチなど他の野生鳥獣が入った場合は、殺傷せずに放してあげてください。

鳥獣、虫の種類ごとの連絡・相談先

＜ケガをしている、死んでいる＞

＜駆除したい、対策したい＞



※土日祝日や休所日、年末年始など対応できない場合があります。

●関係機関電話番号一覧●

有害鳥獣に関する相談	農林業への被害	各農（林）業振興センター、産業観光局 農林振興室（下表参照）
	市民生活への被害（出没、人への危害等）	各区役所・支所地域力推進室まちづくり担当、文化市民局 地域自治推進室（下表参照）
クマに関する通報、相談		上記、有害鳥獣に関する相談窓口 または、京都府京都林務事務所（☎451-5724）
野良犬・猫、害虫、ペットに関する相談		医療衛生センター（下表参照） 又は動物愛護センター※（☎671-0336） ※犬猫等ペットに関する相談のみ
ヌートリアに関する通報	生態系への被害	環境政策局 環境保全創造課（☎222-3951）
	農作物への被害	各農（林）業振興センター、産業観光局 農林振興室（下表参照）
オオサンショウウオに関する通報		文化市民局文化財保護課（☎222-3130）
傷病の野生鳥獣の治療（ただし持込みのみ） 対象外の動物あり（P13参照）		京都府京都林務事務所（☎451-5724） 京都府ホームページ「傷病鳥獣の救護等について」 https://www.pref.kyoto.jp/choujuu/choujiyukyugo.html
公共の場で死亡している鳥獣の引取り		生活環境美化センター （固定☎0120-100-921） （携帯☎0570-000-614）

【各農（林）業振興センター、各区・支所等の窓口】

区域	相談窓口		
	農（林）業振興センター	地域力推進室（まちづくり担当）	医療衛生センター
北区	北部農業振興センター ※北区役所内 （☎366-2010）	北区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎432-1208）	北東部担当 （☎746-7211）
上京区	北部農業振興センター ※北区役所内 （☎366-2010）	上京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 （☎441-5040）	北東部担当 （☎746-7211）
左京区 （花脊・広河原・久多地域を除く）	北部農業振興センター ※北区役所内 （☎366-2010）	左京区役所地域力推進室 区民協働推進担当 （☎702-1029）	北東部担当 （☎746-7211）
左京区 （花脊・広河原・久多地域）	京北・左京山間部農林業振興センター ※京北合同庁舎内 （☎852-1817）		
中京区	北部農業振興センター ※北区役所内 （☎366-2010）	中京区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎812-2426）	中部担当 （☎746-7212）
東山区	南部農業振興センター ※伏見区役所内 （☎585-3202）	東山区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎561-9114）	北東部担当 （☎746-7211）
山科区	南部農業振興センター ※伏見区役所内 （☎585-3202）	山科区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎592-3088）	南東部担当 （☎746-7213）

区域	相談窓口		
	農（林）業振興センター	地域力推進室（まちづくり担当）	医療衛生センター
下京区	南部農業振興センター ※伏見区役所内 （☎585-3202）	下京区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎371-7170）	中部担当 （☎746-7212）
南区	南部農業振興センター ※伏見区役所内 （☎585-3202）	南区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎681-3417）	南東部担当 （☎746-7213）
右京区 （京北以外）	北部農業振興センター ※北区役所内 （☎366-2010）	右京区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎861-1264）	西部担当 （☎746-7214）
右京区 （京北地域）	京北・左京山間部農林業 振興センター ※京北合同庁舎内 （☎852-1817）	右京区役所京北出張所 庶務担当 （☎852-1811）	西部担当 （☎746-7214）
西京区 （本所管内）	南部農業振興センター 洛西分室 ※洛西支所内 （☎323-7321）	西京区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎381-7197）	西部担当 （☎746-7214）
西京区 （洛西支所管内）	南部農業振興センター 洛西分室 ※洛西支所内 （☎323-7321）	洛西支所地域力推進室 まちづくり担当 （☎332-9318）	西部担当 （☎746-7214）
伏見区 （本所管内）	南部農業振興センター ※伏見区役所内 （☎585-3202）	伏見区役所地域力推進室 まちづくり担当 （☎611-1144）	南東部担当 （☎746-7213）
伏見区 （深草支所管内）	南部農業振興センター ※伏見区役所内 （☎585-3202）	深草支所地域力推進室 まちづくり担当 （☎642-3203）	南東部担当 （☎746-7213）
伏見区 （醍醐支所管内）	南部農業振興センター ※伏見区役所内 （☎585-3202）	醍醐支所地域力推進室 まちづくり担当 （☎571-6135）	南東部担当 （☎746-7213）
全市（統括）	産業観光局 農林振興室 （☎222-3351）	文化市民局地域自治推進室 連携改革・区政担当 （☎222-3049）	保健福祉局 医療衛生企画課 （☎222-4271）

※ 京都市では、野生鳥獣対策全般について専門に所管している部署はありませんので、上記関係課が連携を取って対応しています。

野生鳥獣・虫等に関する相談Q & A集（改訂版）

作 成：京都市野生鳥獣被害対策会議

事務局：京都市文化市民局地域自治推進室

（☎ 075-222-3049）

京都市産業観光局農林振興室

（☎ 075-222-3351）